

## 民生委員・児童委員及び主任児童委員について

### 1 任務

民生委員法により「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と定められており、また、児童福祉法により「民生委員は、児童委員に充てられ」、高齢、障がい問題だけでなく、児童問題等、福祉全般を担当しております。

民生委員には、区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に分けられます。

### 2 主な活動内容

#### (1) 相談・支援

高齢者や障がい者、子育て世帯など地域住民からの生活上の様々な相談に応じるほか、その内容に応じて情報提供を行うなど、行政による支援や適切な福祉サービスの提供につなげます。

#### (2) 調査

担当区域内において、自治会等からの情報提供や行政からの協力依頼に基づき、援助を必要とする家庭（高齢者、障がい者、子ども、母子福祉世帯、生活困窮世帯等）の調査、世帯票の作成及び行政からの協力依頼された調査を行います。

#### (3) 訪問・安否確認

区域内の援助を必要とする者の家庭訪問を行うほか、ひとり暮らしや寝たきり老人、心身障がい児者への訪問や安否の確認を行います。

#### (4) 調査事務（証明事務）

法令上民生委員による証明が定められているもの（児童養育の事実、婚姻関係解消の事実等）及び民生委員の協力が通知等により要請されているもの（就学困難や生活困窮な事実等）を本人の申請により証明します。

#### (5) その他

地区地域活動への参加、協力などを行います。

### 3 設置の根拠

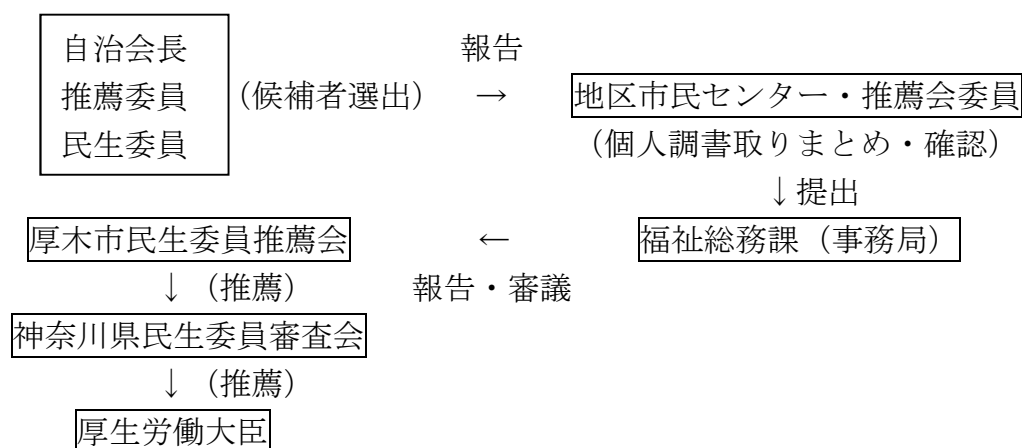
民生委員	民生委員法第5条第1項	民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する。
児童委員	児童福祉法第16条第2項	民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
主任児童委員	児童福祉法第16条第3項	厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

#### 4 身分

厚生労働大臣から委嘱され、非常勤の特別職の地方公務員と解されます。また、厚木市長からも厚木市民生囑託員として委嘱されます。

民生委員の公務上の災害に対しては、「神奈川県非常勤職員の公務災害補償に関する条例」等により、神奈川県が補償等を実施する仕組みになっています。

#### 5 推薦から委嘱までの流れ



#### 6 任期（3年）※再任も可能

3年に1度、一斉改選があり、新たな委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなります。

任期途中で交代があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。

#### 7 報酬・活動費

##### (1) 厚木市民生囑託員報酬【市から】

年額 80,500 円（4月～3月）

厚木市非常勤特別職（民生囑託員）として、市の行政協力に対する報酬で、年4回に分けて支払います。

この報酬は、課税対象となりますので、支払の際に所得税（3.063%）を源泉徴収して支払います。

##### (2) 民生委員・児童委員活動費【県から】

年額 60,200 円（4月～3月）

民生委員・児童委員活動に伴う必要経費として、年4回に分けて支払います。

活動費は、日常の活動を行っていくための交通費等に充てていただくために支給されているもので、費用弁償のため源泉徴収はされません。

#### 8 組織

(1) 各地区民生委員児童委員協議会（法定組織）

(2) 厚木市民生委員児童委員協議会（任意組織）